

○坂東市コミュニティバス車内広告設置基準

1 設置対象広告

坂東市コミュニティバス車内において設置することができる広告（以下「車内広告」という。）は、次に該当しないものとします。

- （１）公序良俗に反するもの
- （２）特定の政党その他政治団体の利害に関する事項を目的としたもの
- （３）公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動を目的としたもの
- （４）特定の宗教若しくはこれらに係る団体を支持し、又は反対する等の活動を目的としたもの
- （５）その他坂東市が不適当と認めるもの

2 優先的取扱い

車内広告の設置申込みが多数に及ぶ場合においては、坂東市内に関する申込みについて、優先的に取り扱うものとします。

3 設置箇所

車内広告を設置するために設けられた設備（車内額面等）を使用するものとします。

4 設置料金

・車内額面 ポスター

規格サイズ	期 間					
B 3	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月
（1 枚あたり）	1,000 円	1,500 円	2,000 円	2,500 円	2,500 円	3,000 円

・車内 吊下げちらし

規格サイズ	期 間		
A 4 以内（折曲状態） （吊下げ紐付きで製作したもの）	1 箇月	2 箇月	3 箇月
	1 枚あたり 10 円 なくなり次第終了・最長 3 箇月		

紙面製作料金は含まれておりません。

5 設置期間

車内広告の設置期間は 1 か月単位とし、1 件につき 6 か月を期限とします。ただし、期限を経過した後、引き続き設置しようとする場合は、承認を得ることにより設置することができるものとします。